

再生資源物の屋外保管事業場に係る条例違反事業者に対する行政処分について

令和8年6月26日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	有限会社サトミ金属 (茨城県常総市菅生町3254番地1)
処分年月日	令和8年6月26日
処分内容	措置命令
講ずべき措置の内容	別表の屋外保管事業場については当該屋外保管事業場に係る条例付則第2項の規定による届出の内容に適合させる措置を、別表の※印の屋外保管事業場については隣地への再生資源物の追加の搬入及び保管を行わず、当該隣地に現に保管している再生資源物を全量撤去する措置を講ずること。
処分の理由	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例への違反が確認され、条例第11条第2項に基づき保管基準への適合などの改善の勧告に従わない旨を公表したが、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったため。

(別表)

屋外保管事業場所在地
常総市坂手町字南境木 7781 番外1筆
常総市菅生町字古谷 3254 番1外1筆
常総市坂手町字南境木 7833 番2外1筆 ※
常総市坂手町字南境木 7762 番
常総市坂手町字南境木 4902 番 ※
常総市坂手町字前沼 4337 番2外4筆 ※
常総市坂手町字南境木 7786 番外1筆
常総市坂手町字境木 4406 番1
常総市坂手町字南境木 7821 番

※許可敷地外の隣地に再生資源物を保管

※ 保管状況基準違反84事業場への対応状況（6/25時点）

- ・措置命令 9事業場
- ・公表 38事業場
- ・改善 35事業場
- ・その他 2事業場（火災発生事業場：廃棄物処理法に基づき、燃え殻等の処分を指導中）